

韓国産業人材公団法

[施行 2011. 6. 10]

[法律第 10461 号、2011. 3. 9. 一部改正]

雇用労働部（職業能力政策課）044-202-7273

HP－法令 24

（目的）

第 1 条 この法律は、韓国産業人材公団を設立し、勤労者の生涯生学習支援、職業能力開発訓練の実施、資格検定、熟練技術奨励事業及び雇用促進等に関する事業を行わせることにより、産業人材の養成及び需給の効率化を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民福祉増進に資することを目的とする。

（改正 2010. 5. 31）

[条文改正 2008. 12. 31]

（法人格）

第 2 条 韓国産業人材公団（以下「公団」という。）は、法人とする。 [条文改正 2005. 12. 30]

（設立登記）

第 3 条

（1）公団は、主たる事務所の所在地において設立登記をすることで成立する。

（2）公団の設立登記、移転登記、その他の登記に必要な事項は、大統領令で定める。

[条文改正 2008. 12. 31]

（分事務所の設置）

第 4 条 公団は、雇用労働部長官の承認を受けて、国内外に分事務所〔従たる事務所〕を設置することができる。ただし、国外に分事務所の設置は、「外国人勤労者の雇用等に関する法律」第 28 条により公団に委託された事業の遂行のための場合に限る。（改正 2010. 6. 4、2011. 3. 9）

[条文改正 2008. 12. 31]

（定款）

第 5 条

（1）公団の定款には、次の各号に関する事項が含まれなければならない。

1. 目的
2. 名称
3. 主たる事務所、分事務所及び第 26 条による傘下機関の設置・運営
4. 事業及びその執行

5. 財産及び会計
6. 役職員
7. 理事会の運営
8. 事業本部の設置・運営
9. 定款の変更
10. 公告の方法
11. 内部規定の制定・改正及び廃止

(2) 公団は、定款を変更するには雇用労働部長官の認可を受けなければならない。

(改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2008. 12. 31]

(事業)

第6条 公団の事業は、次の各号のとおりとする。 (改正 2010. 5. 31、2010. 6. 4)

1. 企業の学習組織化促進等勤労者の生涯学習支援
2. 職業能力開発訓練実施のための「勤労者職業能力開発法」による技能大学の設立・運営支援
3. 「勤労者職業能力開発法」第2条第2号による職業能力開発事業（職業能力開発訓練は除く）
4. 職業能力開発訓練教師〔指導員〕及び人的資源開発専門家等の養成・管理、公務員・教員等に対する労働教育並びに労働行政業務従事者職務教育のための「私立学校法」による学校の設立・運営支援
5. 資格検定及び資格取得者の登録・管理
6. 海外就職支援等雇用促進事業
7. 職業能力開発訓練を実施する者に対する技術支援
8. 熟練技術奨励
9. 前8号の事業に関する国際協力事業又はその他の付帯事業
10. 「外国人勤労者の雇用等に関する法律」第28条により公団に委託された事業
11. 勤労者の生涯学習支援、資格検定、熟練技術奨励及び雇用促進に関して、他の法令により雇用労働部長官又は中央行政機関の長が委託し、又は代行させる事業

[条文改正 2008. 12. 31]

(役員)

第7条

(1) 公団に、役員として理事長1人及び常任理事3人を含む15人以内の理事並びに監事1人を置く。

- (2) 理事長・常任理事及び監事以外の役員は、非常任とする。
- (3) 理事長は、「公共機関の運営に関する法律」第 29 条による役員推薦委員会（以下「役員推薦委員会」という。）が複数推薦した者の中から、雇用労働部長官の推薦により大統領が任命する。
(改正 2010. 6. 4)
- (4) 常任理事は、理事長が任命し、大統領令で定める当然職理事以外の非常任理事は、役員推薦委員会が複数推薦した者の中から雇用労働部長官が任命する。この場合において、非常任理事は、使用者代表、勤労者代表並びに勤労者の生涯能力開発及び資格制度・資格検定等に関する専門的知識を有する者の中から任命しなければならない。（改正 2010. 6. 4、2011. 3. 9）
- (5) 監事は、役員推薦委員会が複数推薦した者の中から、「公共機関の運営に関する法律」第 8 条による公共機関運営委員会の審議・議決を経て、企画財政部長官の推薦により大統領が任命する。
(改正 2011. 3. 9)
- (6) 理事長の任期は 3 年とし、理事及び監事の任期は 2 年とするものとし、それぞれ 1 年単位で再任されることができる。

[条文改正 2008. 12. 31]

※第 4 項の「当然職理事」は、企画財政部・未来創造科学部・教育部・産業通商資源部及び雇用労働部所属公務員のうち所属長官が指名する者各 1 人とされている。

(役員の欠格事由)

第 8 条 次の各号のいずれか一つに該当する者は、役員になれない。

1. 「国家公務員法」第 33 条各号のいずれか一つに該当する者
2. 「公共機関の運営に関する法律」第 34 条第 1 項第 2 号に該当する者

[条文改正 2008. 12. 31]

(役員職務等)

第 9 条

- (1) 理事長は、公団を代表し、公団の業務を総括して、所属職員を指導・監督する。
- (2) 理事長がやむを得ない理由によりその職務を遂行できないときは、定款で定めるところにより、常任理事のうち 1 人がその職務を代行し、常任理事がおらず、又はその職務を代行することができないときは、定款で定める役員がその職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会に付議された案件を審議し、議決に参加し、常任理事は、定款で定めるところにより公団の業務を執行する。
- (4) 監事は、「公共機関の運営に関する法律」第 32 条第 5 項による監査基準により公団の業務及び会計を監査し、その意見を理事会に提出する。

[条文改正 2008. 12. 31]

(非常任役員の報酬制限)

第 10 条 役員のうち非常任理事には、報酬を支給しない。ただし、実費の支給は、この限りでない。

[条文改正 2008. 12. 31]

(役職員の兼職制限)

第 11 条

(1) 公団の常任役員及び職員は、その職務のほかに営利を目的とする業務に従事することができない。

(2) 常任役員がその任命権者及び推薦権者の許可を受けた場合並びに職員が理事長の許可を受けた場合は、非営利目的の業務を兼ねることができる。

[条文改正 2008. 12. 31]

(理事会)

第 12 条

(1) 公団に、「公共機関の運営に関する法律」第 17 条第 1 項各号の事項を審議・議決するために理事会を置く。

(2) 理事会は、理事長を含む理事で構成する。

(3) 理事長は、理事会の議長となる。

(4) 理事会の会議は、理事会議長及び在籍理事 3 分の 1 以上の要求で招集し、在籍理事過半数の賛成で議決する。

(5) 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

[条文改正 2008. 12. 31]

第 12 条の 2 削除 (2008. 12. 31)

(職員の任免)

第 13 条 公団の職員は、定款で定めるところにより、理事長が任免する。

[条文改正 2008. 12. 31]

(公団の収入 (輸入) ・支出)

第 14 条

(1) 公団の収入は、次の各号のとおりとする。

1. 国家又は国家以外の者の出資金又は寄付金
2. 第 16 条による借入金

3. 「勤労者職業能力開発法」第 16 条により国家又は地方自治体が委託した職業能力開発訓練の収入金又は事業主等が委託した職業能力開発訓練の収入金

4. その他の公団の収入金

(2) 公団の支出は、第 6 条による事業に係る費用及び第 26 条により公団傘下に設立される「私立学校法」による学校又は「勤労者職業能力開発法」による技能大学（学校法人を含む。）に対する出資金とする。 (改正 2010. 5. 31)

(3) 国家は、会計年度ごとに第 1 項第 1 号による出資金を歳出予算に計上することができる。

(4) 公団は第 1 項第 3 号による収入及びその支出を他の収入及び支出と区分して会計管理をしなければならない。

(5) 公団の収入及び支出に関して必要な事項は、大統領令で定める。

[条文改正 2008. 12. 31]

(国有財産等の無償貸与)

第 15 条 国家は、公団の設立及び運営のために必要な場合は、国有の財産及び物品を公団に無償で貸与することができる。 (条文改正 2008. 12. 31)

(公団財産等の無償大物)

第 15 条の 2 公団は、「勤労者職業能力開発法」による技能大学の設立・運営のために必要な場合は、公団の財産及び物品をその技能大学を設立・運営する学校法人に無償で貸与することができる。 (改正 2010. 5. 31)

[条文改正 2008. 12. 31]

(資金の借入等)

第 16 条 公団は、第 6 条の事業のために必要な資金を借入（国際機関・外国政府又は外国人からの借入を含む。）し、又は物資を外国から導入するには、雇用労働部長官の承認を受けなければならない。 (改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2008. 12. 31]

(事業年度)

第 17 条 公団の事業年度は、政府の会計年度による。 [条文改正 2008. 12. 31]

(予算の編成等)

第 18 条

(1) 理事長は、会計年度ごとに「公共機関の運営に関する法律」第 46 条により樹立した経営目標及び同法第 50 条により通知された経営指針により次の会計年度の予算案を編成して、次の会

計年度が始まる前までに、理事会の議決を経て、雇用労働部長官の承認を受けて予算を確定しなければならない。予算を変更する場合にもまた同じ。 (改正 2010. 6. 4)

- (2) 公団は、前項により予算が確定したときは、直ちに理事会の議決を経てその会計年度の予算による運営計画を樹立し、その運営計画を予算が確定した後 2 カ月以内に雇用労働部長官に提出しなければならない。予算が変更されて運営計画を変更する場合も、また同じ。

(改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2008. 12. 31]

(決算書の提出)

- 第 19 条 公団は、毎事業年度の歳入・歳出決算書を作成し、監査院規則で定めるところにより公認会計士又は「公認会計士法」第 23 条により設立された会計法人を選定して会計監査を受け、次の年度 2 月末日までに雇用労働部長官に提出しなければならない。 (改正 2010. 6. 4、2010. 3. 9)

[条文改正 2008. 12. 31]

(余剰金の処理)

- 第 20 条 公団は、毎事業年度に決算上余剰金があるときは繰り越し損失を補填し、残りは次の事業年度の収入としなければならない。 [条文改正 2008. 12. 31]

(委託訓練事業計画の区分樹立等)

- 第 20 条の 2 公団及び第 26 条による傘下機関は、第 14 条第 1 項第 3 号により委託された職業能力開発訓練事業に関して第 18 条から第 20 条までの規定を適用するときは、他の事業と区分して適用しなければならない。 [条文改正 2008. 12. 31]

(手数料の徴収)

- 第 21 条 公団は、第 6 条の事業に関して手数料又はその他の実費を徴収することができる。

[条文改正 2008. 12. 31]

(業務の指導及び監督)

第 22 条

- (1) 雇用労働部長官は、次の各号の事項に関して公団を指導・監督する。 (改正 2010. 6. 4)

1. 法令により雇用労働部長官が公団に委託した事業及び雇用労働部所管業務と直接関連する事業の適正な実施に関する事項
2. 「公共機関の運営に関する法律」第 50 条第 1 項による経営指針履行に関する事項

- (2) 雇用労働部長官は、公団の業務・会計及び財産に関して必要な事項を報告させ、又は所属公務員に公団の帳簿・書類又はその他の物を検査させることができる。 (改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2008. 12. 31]

(秘密厳守の義務)

第 23 条

- (1) 公団の役職員及び役職員であった者は、その職務上知り得た秘密を漏洩してはならない。
- (2) 第 6 条第 5 号及び第 11 号の資格検定事業の実施と関連して、公団の委嘱を受けて試験問題の出題を担当した者、面接を担当した者、実技試験等の管理を担当した者及び試験監督を担当した者は、その職務上知り得た秘密を漏洩してはならない。

[条文改正 2008. 12. 31]

(類似名称の使用禁止)

第 24 条 公団でない者は、韓国産業人材公団又はこれと類似の名称を使用できない。

[条文改正 2008. 12. 31]

第 25 条 (「民法」の準用) 公団に関してこの法律及び「公共機関の運営に関する法律」で定めたことのほかは、「民法」中財団法人に関する規定を準用する。 [条文改正 2008. 12. 31]

(傘下機関)

第 26 条

- (1) 公団は、第 6 条の事業を効率的に遂行するために、公団傘下に「私立学校法」による学校又は「勤労者職業能力開発法」による技能大学(学校法人を含む。)その他の必要な機関(以下「傘下機関」という)を置くことができる。 (改正 2010. 5. 31)
- (2) 公団の理事長は、傘下機関を指導・監督する。
- (3) 傘下機関の設置・運営等に必要な事項は、公団の定款で定める。

[条文改正 2008. 12. 31]

(罰則)

第 27 条 第 23 条に違反して職務上知り得た秘密を漏洩した者は、2 年以下の懲役又は 1 千万ウォン以下の罰金に処する。 [条文改正 2008. 12. 31]

(過怠金)

第 28 条

- (1) 第 24 条に違反して類似名称を使用した者は、500 万ウォン以下の過怠金を賦課する。
- (2) 前項による過怠金は、大統領令で定めるところにより、雇用労働部長官が賦課・徴収する。

(改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2008. 12. 31]

第 29 条 削除 (2008. 12. 31)

第 30 条 削除 (2005. 12. 30)

付則 (法律第 3506 号、1981. 12. 31)

(施行日)

第 1 条 この法律は、1982 年 1 月 1 日から施行する。

(設立準備)

第 2 条

- (1) 労働部長官は、この法律の施行日から 30 日以内に 7 人以内の設立委員を委嘱して公団の設立に関する事務を処理させなければならない。
- (2) 設立委員は、公団の定款を作成し、労働部長官の認可を受けた後、公団の設立登記をしなければならない。
- (3) 設立委員は、公団の設立登記を終了した後遅滞なく、理事長に事務を引き継がなければならない。
- (4) 設立委員は、前項の規定による事務引き継ぎが終了したときは、解職となったとみなす。

(設立費用)

第 3 条 公団の設立費用は、韓国技術検定公団が負担する。

(最初の非常勤理事の任命)

第 4 条 公団の最初の非常勤理事 (当然職理事を除く。) は、第 7 条第 4 項の規定にかかわらず、労働部長官が任命する。

(法律の廃止)

第 5 条 韓国技術検定公団法は、公団の設立登記を終了した日にこれを廃止する。

(権利・義務の継承)

第 6 条

- (1) 韓国技術検定公団は、韓国技術検定公団法が廃止されると同時に解散し、韓国技術検定公団に属するすべての権利・義務は、公団がこれを包括継承する。

- (2) 技能大学法による昌原（チャンウォン）技能大学及び職業訓練基本法による公共職業訓練法人は、公団の設立と同時に、民法中の法人の解散及び清算に関する規定にかかわらず、それぞれ解散したとみなして、昌原（チャンウォン）技能大学及び公共職業訓練法人に属するすべての権利・義務は、公団がこれを包括継承する。
- (3) 勤労福祉工事法による勤労福祉工事は、公団の設立と同時にその所属職業訓練研究所を廃止し、当該研究所に関する勤労福祉工事のすべての権利・義務を公団に引き渡すべきで、公団はこれを包括継承する。
- (4) 国家は、公団が設立された日から 3 カ月以内に国立中央職業訓練院を廃止して、同訓練院に関するすべての権利・義務を公団に引き継がなければならず、公団はこれを包括継承する。
- (5) 公団は、第 1 項から第 4 項までの規定にかかわらず、引き継ぎ機関の役員及び職員の身分に関しては、公団の定款に別に定めることができる。

（継承財産の名義変更）

第 7 条 公団が付則第 6 条の規定により包括継承した財産及び物品に関する登記簿その他の公簿に表示された引き継ぎ機関の名義は、公団の設立と同時に公団の名義とみなす。

（貸与財産に関する措置）

第 8 条 この法律の施行の際に、従前の職業訓練基本法により地方自治体が公共職業訓練法人に無償で貸与した財産は、公団が存続する時まで公団に無償で貸与したものとみなす。

（他の法律との関係）

第 9 条 租税減免規制法及び地方税法中韓国技術検定公団法により設立された韓国技術検定公団並びに職業訓練基本法により設立された職業訓練法人は、この法に律より設立された韓国職業訓練管理公団とみなす。

付則（法律第 10461 号、2011.3.9）

（施行日）

第 1 条 この法律は、公布後 3 カ月が経過した日から施行する。

（役員任命に関する経過措置）

第 2 条 この法律の施行の際、「公共機関の運営に関する法律」第 26 条により任命されていた役員は、第 7 条第 4 項の改正規定により任命されたものとみなす。